

令和5年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月1日（水）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 1号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 3号 選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）
 - 議案第 4号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第 5号 投票所を定めることについて（県議選）
 - 議案第 6号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）
 - 議案第 7号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）
 - 議案第 8号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）
 - 協議第 1号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）

午前9時00分

石井書記長 それでは令和5年第1回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 おはようございます。今年1回目の選挙管理委員会となりますので、よろしくお願いします。段々季節も春めいてきています。新型コロナの感染者数も横ばいになり、今後はインフルエンザのような扱いになっていくのではないのでしょうか。農家さんは農作

業が始まってきますが、私たちも県議選を迎えこれから忙しくなりますので、よろしくお願いします。

本日は、3月定時登録関係と、来月執行が予定されている県議選一般選挙関係の議案のほか、継続審議案件もございますので、よろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と加賀谷委員にお願いいたします。

それでは、案件の議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

田村書記

はい。議案第1号ですが、3月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の定時登録の後、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成16年12月3日から平成17年3月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男17人、女12人、計29人です。

2の転入登録は、令和4年9月2日から令和4年12月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男20人、女21人、計41人です。

よって、3月定時登録における登録者総数は、男37人、女33人、合計70人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2～3頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第1号は原案どおり決定します。

嶋田委員長 次に、議案第２号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第２号は、３月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回定時登録の後に亡くなった方及び転出から４箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、具体的な人数等は１と２に記載しております。

１の死亡抹消者は、死亡の届出が令和４年１２月１日から令和５年２月２８日までの方が対象で、人数は、男５６人、女５８人、計１１４人です。

２の転出抹消者は、令和４年８月１日から令和４年１０月３１日までに町から転出した方が対象で、人数は、男２４人、女２４人、計４８人です。

よって、３月定時登録における抹消者総数は、男８０人、女８２人、合計１６２人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の４～６頁、転出抹消は７～８頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第２号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第１号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第１号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の定時登録で１１月３０日までの町内転居に係る移替えを報告していますので、今回の報告の対象は、１２月１日から２月

28日までに町内転居された方です。人数は、男9人、女26人、計35人です。

対象者については、別冊名簿の9～10頁に掲載しております。報告は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第1号は以上といたします。
続きまして、報告第2号と報告第3号は、関連性がございましたので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第2号は有権者の50分の1の数を、報告第3号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案4頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の12月定時登録では13,654人登録されておりましたので、これに先ほど決定いただいた新規登録70人を加え、抹消162人を引いた13,562人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり272となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,521となります。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第2号、第3号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第2号、第3号については、以上といたします。

定時登録関係は以上ということで、続きまして、報告第4号「専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第4号は、選挙権を有しなくなった者について選挙

人名簿に表示を行いましたので、そのことをご報告するものです。

別紙をご覧ください。記載のとおり、選挙権の停止を確認しましたので、選挙人名簿に表示を行っております。

報告は以上です。

嶋田委員長 ご質問等ございますか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第4号は以上とします。

続きまして、県議選関係議案に入ります。議案第3号「選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第3号ですが、来月9日に執行が予定されている県議選の準備作業のため、町内転居による選挙区の移替えを延期したいので、その期間を定めることについて、お諮りするものでございます。

延期の期間は、3月7日から4月9日までとしたいと考えております。3月6日に入場券作成処理を行い、翌7日から選挙が執行されるまでの間について、投票区の移替えを延期するものですので、よろしくお願いします。

なお、入場券については、配達に要する期間を考慮し、3月20日から発送を開始することを予定しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 議案第3号は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 議案第4号は、来月の県議選における法定のポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

琴丘地区49箇所、山本地区62箇所、八竜地区46箇所、計157箇所設置したいと考えております。具体的な設置箇所は別紙に記載のとおりでして、従前から変更ございません。

説明は以上です。

嶋田委員長 県議選のポスター掲示場については、従前どおりということで

す。これでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第4号、原案のとおり決定とします。

続きまして、議案第5号「投票所を定めることについて（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第5号は、県議選における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案10頁に記載のとおりです。従前のとおりということで、前回選挙から変更ございません。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。投票所について、従前と変わらないということです。本案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）」です。説明をお願いします。

田村書記 議案第6号は、県議選における投票所の閉鎖時刻を繰り上げることについて、お諮りするものでございます。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合は、同条ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰上げは従前の選挙から実施しており、今回の県議選についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことはない判断しております。

施各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案11頁に記載のとおりです。落合投票所・勝平投票所は午後6時まで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の県選挙と同じ取扱いとなっております。

ご審議の程よろしくをお願いします。

嶋田委員長 勝平投票区と落合投票区は2時間、それ以外は1時間繰り上げたいということです。従前のとおりということですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第6号について、原案のとおり決定します。

続きまして議案第7号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 議案第7号は、県議選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案12頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前のとおり琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所と考えています。期間と時間は3箇所とも4月1日～4月8日、午前8時30分から午後8時までで、全ての期日前投票所について、公示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票所を設置したいと考えております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は4月1日から4月8日まで、時間は午前8時30分から午後8時までとします。

説明は以上です。

嶋田委員長 3箇所とも同じ期間設置するということです。皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第7号について、原案のとおり決定します。

続きまして議案第8号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第8号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

開始する日は、告示日の2日前である3月29日としたいと考えております。同日以前に不在者投票の請求があった場合は、29日に投票用紙を発送し、それ以降に請求があった場合は、速やかに投票用紙を発送します。

なお、29日としているのは、県選管からの指導に基づくものですので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

嶋田委員長 不在者投票の実施においては、早めの事務処理が重要ということだと思います。皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第8号について、原案のとおり決定します。

続きまして、協議案件に移ります。協議第1号「投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）」です。

これまで複数回に渡って協議を重ねてきましたが、事務局の方で、それを踏まえた方針の素案を作成しています。事前に配付されているので、皆さん目を通していただいていると思いますが、改めて事務局から説明をお願いします。

石井書記 はい。投票区運営方針（素案）についてご説明します。

(資料に沿って説明)

前回、釜谷投票区の統合を第一再編計画に盛り込んでもよいのではという意見も出ておりました。この辺りについても、協議いただければと思います。

嶋田委員長 今の事務局の説明も踏まえながら、投票区等の運営方針について協議したいと思います。ご意見等ございますか。

(投票区等の運営方針について協議)

【協議概要】

○決定事項

事務局作成の素案について、釜谷投票区の統合を第一再編計画に盛り込む形で修正し、原案として決定する。

○意見等

投票区の規模や全体のバランスを考えれば、釜谷投票区は第一再編での統合が望ましいということで委員の意見が一致。

嶋田委員長 それではこの内容で投票区運営方針の原案を決定します。事務局は、住民への説明等、最終的な方針の策定に向けた準備を進めてください。

本日の議案審議は以上ですが、委員の方から何かございますでしょうか。無ければ、その他として事務局からお願いします。

田村書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前１０時２０分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____